

令和6年度 居宅介護支援事業所等 集団指導

芦屋市監査指導課



-目次-

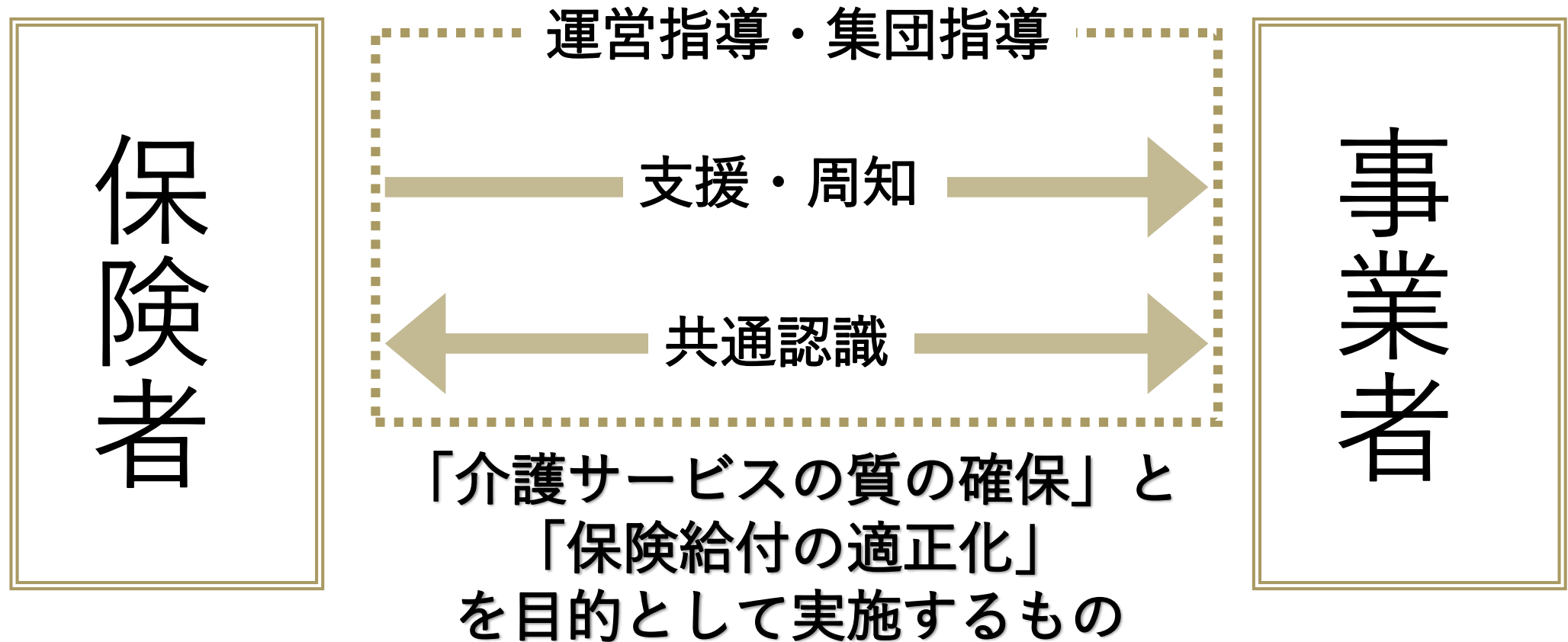
1. 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例
2. 身体拘束等の適正化について
3. 主な指摘事項について
4. 電子申請届出システムについて
5. 義務化された項目について
6. 注意事項



1 介護サービス事業者に対する 指導・監査、処分事例

1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

指導（介護保険法第24条）



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

監査（介護保険法第78条の7）

著しい人員基準違反、運営基準違反、不正請求、不正の手段による指定、高齢者虐待、もしくはこれらの疑いがある場合に実施する

違反・不正が認められた場合

勧告

命令

効力の一部停止

効力の全部停止

指定取消

返還請求



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

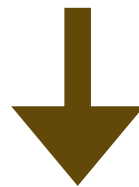
芦屋市における処分事例（令和6年度）

事業種別	（介護予防）認知症対応型共同生活介護
行政処分の内容	指定の一部効力の停止 6 か月 《令和7年2月1日～令和7年7月31日》 （新規利用者の受入停止・介護報酬請求上限 7 割）
処分理由	・不正請求：計画作成担当者を配置していない期間があったが、介護報酬を減算することなく不正に請求した。 ・法令違反：介護予防認知症対応型共同生活介護と一体的に運営する認知症対応型共同生活介護において、地域密着型介護サービス費の不正請求が行われ、介護保険法に違反した。



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例 法令遵守について

運営基準や人員基準って何を守ればいいの??



指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準

https://www.mhlw.go.jp/web/t_doc?dataId=82999405&dataType=0&pageNo=1



1 介護サービス事業者に対する指導・監査、処分事例

業務管理体制の整備・届出について

介護保険事業への**新規参入時**、**区分の変更及び届出事項に変更**が生じた際に、遅滞なく**届け出る必要**があります！



区分		届出先
①事業所等が3以上の地方厚生局管轄区域に所在		厚生労働省
②・事業所等が2以上の都道府県に所在する事業所のうち、法人（主たる事業所）が兵庫県に所在 ・事業所等のすべてが兵庫県内に所在（以下③④を除く）		
	ア）法人が神戸市以外の兵庫県内の市町に所在する事業者	県健康福祉事務所
	イ）法人が神戸市又は兵庫県以外に所在する事業者	県高齢政策課
③事業所等のすべてが政令市・中核市のいずれかの同一市内に所在		政令市・中核市
④地域密着型（介護予防）サービス事業のみを行う事業者であって、すべての事業所等が芦屋市に所在		芦屋市監査指導課

2 身体拘束等の適正化 について

2 身体拘束等の適正化について



今回取り扱う内容は
右記により詳しく記載されています！
ご一読いただき、職員間でも
ご周知いただきますようお願いいたします！



身体拘束廃止・防止の手引き



<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001248430.pdf>

2 身体拘束等の適正化について

身体拘束とは、

「本人の行動の自由を制限すること」

緊急やむを得ない場合であっても、当人以外の者が本人に対して非常に強い権限を行使する重みを理解し、**本人の尊厳を守る**ために、適正な手続きを極めて慎重に行う必要があります。



2 身体拘束等の適正化について

車いすや椅子から転落しないように、Y字型拘束帯や腹ベルト、車いすテーブルをつける。

脱衣やおむつ外しを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。

チューブを抜かないように、または皮膚を掻きむしらないように、ミトン型の手袋をつける。

すべて身体拘束等に当たるとされる具体的な例です！

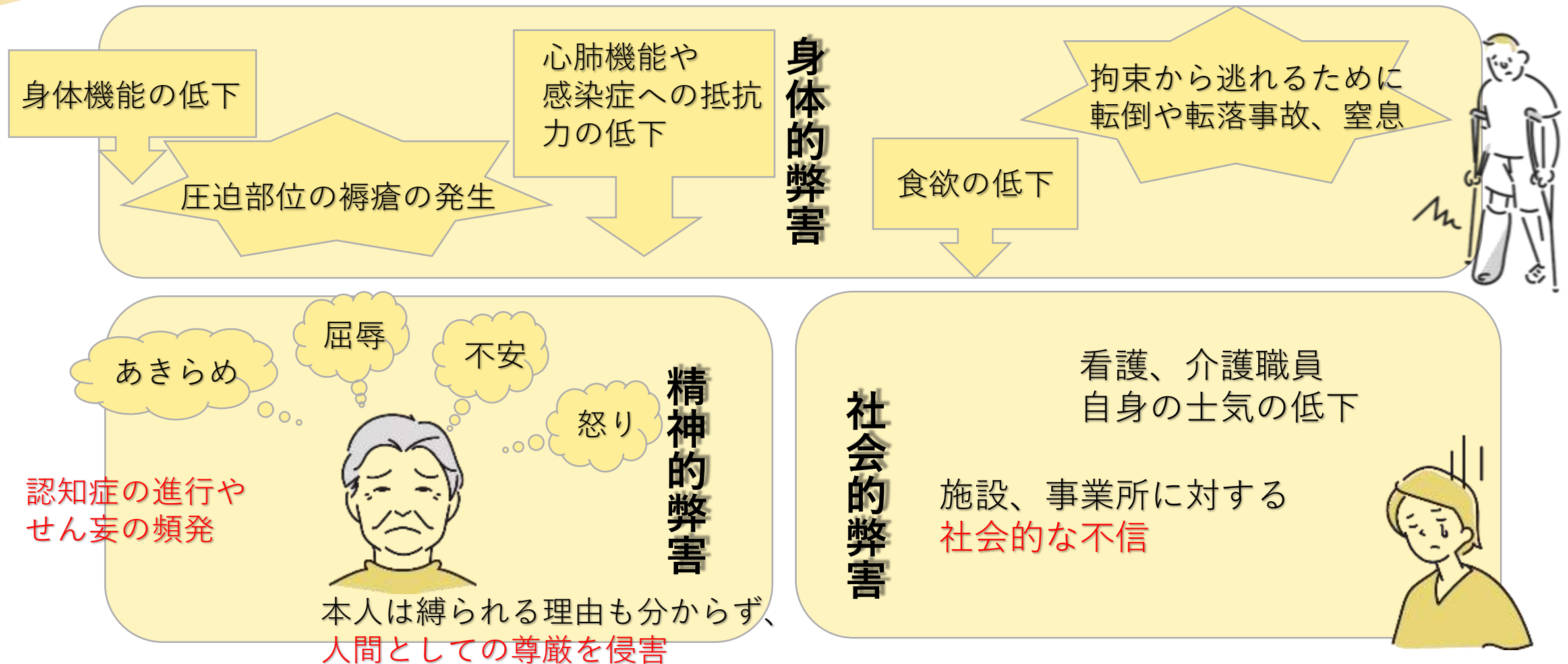
自分で降りられないように、ベッドを柵で囲む。

自分の意志で開けることのできない居室等へ隔離する。



2 身体拘束等の適正化について

身体拘束がもたらす多くの弊害



2 身体拘束等の適正化について

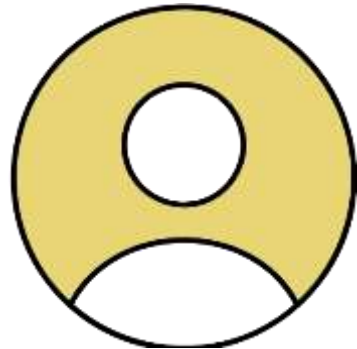
身体拘束廃止・防止に向けてなすべき4つの方針



組織一丸となった
取り組みの重要性



身体拘束を必要
としないケアの実現



本人・家族・施設
や事業所等での
共通意識の醸成



常に代替的な方法を
考えることの重要性



2 身体拘束等の適正化について

身体的拘束は、本人の行動を当人以外のものが制限することであり、**当然してはならないこと**です。

※ただし、運営基準上、「利用者または他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合」の**適正な手続きを経た身体的拘束等**は認められています。



緊急やむを得ず実施する場合の守るべき基準

2 身体拘束等の適正化について

《緊急やむを得ない場合の対応》

3つの要件

- ・ 緊急やむを得ない場合の3つの要件を満たすか
(**切迫性・非代替性・一時性**)

緊急やむを得ない場合に 求められる手続き

- ① 本人・家族、本人に関わる関係者・関係機関全員での検討
- ② 3つの要件と照らし合わせた慎重な検討
- ③ 本人や家族に対する詳細な説明
- ④ 3つの要件の再検討及び該当しなくなった場合の解除

記録

その様態や時間
その際の本人の心身の状況
緊急やむを得ないと判断した理由



2 身体拘束等の適正化について

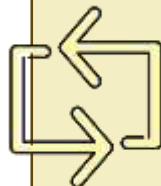


切迫性

- ・本人または他の入所者（利用者）等の**生命または身体が危険**にさらされる可能性が**著しく高いこと**

Check List

- ☒ 身体拘束をしなかったらどんな危険があるか。
- ☒ どんな情報から確認できるのか。
- ☒ 関係機関や医療職の見解は？

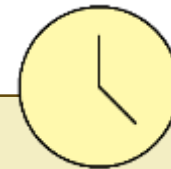


非代替性

- ・身体拘束その他の行動制限を行う以外に**代替する方法がないこと**

Check List

- ☒ 身体拘束を行わずに介護する、すべての方法の可能性を洗い出せているか。
- ☒ 代替方法の洗い出しは複数職員や多職種で実施したか。
- ☒ 代替方法を実際に行った結果を十分に検討できているか。
- ☒ 代替方法は外部有識者や外部機関へ相談したか。



一時性

- ・身体拘束その他の行動制限が**一時的**なものであること

Check List

- ☒ 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い時間を想定したか。（何月何日の何時から何月何日の何時までか。また、1日のうちの何時から何時までか）
- ☒ 判断するにあたり、本人・家族・本人に関わる関係者・関係機関で検討したか。

2 身体拘束等の適正化について

「切迫性」「非代替性」「一時性」を満たすケースは極めて少ないことを、関係者全体で認識共有してください。



2 身体拘束等の適正化について

身体拘束等の適正化のために事業所が実施すべきこと

身体的拘束等の適正化のための対策を検討する**委員会**の実施

- ・ **3月に1回以上開催**する
- ・ その結果について、介護職員その他**従業者に周知徹底**を図る

身体的拘束等の適正化のための**指針の整備**

身体的拘束等の適正化のための**研修の実施**

- ・ 介護職員その他の従業者に対し、**研修を定期的（年2回＋新規採用時）に実施**すること



3 主な指摘事項について

3 主な指摘事項について

事故報告書

指摘の多い事項

- ・ **利用者がサービス利用中に発生した事故で病院を受診したケースについて、事故報告書を提出していない。**



- ・ 事故後、事業者は、速やかに市町へ電話又はFAXで報告する。(第一報)
- ・ 事故対応の区切りがついたところで、定められた書式を用いて、文書で報告する。

3 主な指摘事項について

事故報告書

提出先	芦屋市役所高齢介護課
提出方法	下記フォームへ事故報告書データをアップロードしてください。 https://logoform.jp/form/pfd9/832920
報告すべき事故	①死亡事故(利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる恐れがあるとき）は、市町へ報告する。） ②事故発生後、利用者または入所者が医師の診察を受け、通院又は入院を要することとなった事故。（送迎、通院等の間の事故も含む。）



3 主な指摘事項について

モニタリング

指摘の多い事項

- ・月に1回モニタリングを行う際に訪問していない。【減算あり】



3 主な指摘事項について

モニタリング

「特段の事情のない限り、**少なくとも1月に1回は利用者の居宅で面接を行い**（以下略）」とされている。（※条件を満たす場合は2月に1回）

さらに、「特段の事情」とは、「**利用者の事情**により、利用者の居宅を訪問し、利用者に**面接することができない場合**を主として指すもの」とされており、**ケアマネジャーの事情による場合は該当しない**ことにご留意ください。



3 主な指摘事項について

令和6年度改正内容

指摘の多い事項

- ・業務継続計画や感染症のまん延防止等、虐待防止に関し、**研修・訓練の回数が不足**している。



【参考】必要な研修・訓練・委員会（居宅介護支援）

		研修	訓練	委員会
業務継続 計画の策 定等	感染症	年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	—
	災害			—
衛生管理等 （感染症のまん延防 止等）		年1回以上・ 新規採用時	年1回以上	6月に1回以上
虐待の防止		年1回以上・ 新規採用時	—	定期的

3 主な指摘事項について

同一敷地内建物等に居住する利用者に対する取扱い

指摘の多い事項

- ・ 居宅介護支援事業所と同一の建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地（事業所と建築物が道路等を挟んで設置している場合を含む）にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能な場合に減算をしていない。



隣接する敷地であっても、道路や河川などに敷地が隔てられており、横断するために迂回しなければならない場合等は、効率化につながらないため減算の適用とはなりません。

4 電子申請届出システムについて

4 電子申請届出システムについて

令和6年10月から
下記の届出について、紙媒体ではなく
電子申請での受付を開始しました！

- ・ 変更届
- ・ 介護給付費算定に係る体制等に関する届出
- ・ 指定更新申請
- ・ 新規指定申請
- ・ 事業休止・廃止届
- ・ 再開届



4 電子申請届出システムについて

メリット☆

- ・郵便料かからない！
- ・提出した資料を市役所が確認したかが一目でわかる！
- ・時間問わず提出可能！



芦屋市 介護サービス 電子申請



<https://www.city.ashiya.lg.jp/fukushi/kansashidou/denshishinsei.html>

5 義務化された項目について

5 義務化された項目について

項番	内容	対象サービス	時期
5-1	介護事業者の経営情報報告の義務化について	（居宅療養管理指導・介護予防支援を除く）全サービス	R6～
5-2	重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表の義務化について	全サービス	R7～



【参考】R6～義務化された項目

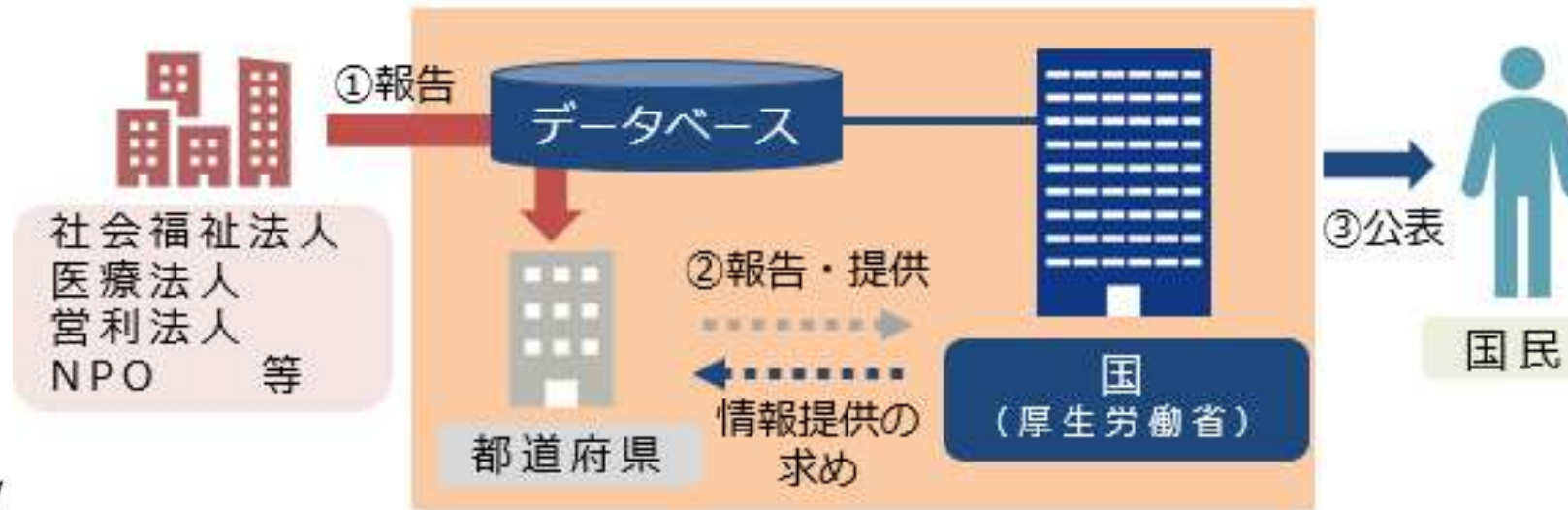
内容	対象サービス	時期
感染症対策の強化	全サービス	R6～
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。		
業務継続に向けた取組の強化	全サービス	R6～
業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務化。		
認知症介護基礎研修の受講の義務付け	全サービス ※無資格者がいない訪問系サービス（訪問入浴介護を除く）、福祉用具貸与、居宅介護支援を除く）	R6～
認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じること。		
高齢者虐待防止の推進	全サービス	R6～
委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者を定めること。		
身体的拘束等の適正化の推進	小規模多機能型居宅介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、居宅介護支援	R6～
・小規模多機能型居宅介護：身体的拘束等の適正化のための委員会の開催等、指針の整備、研修の定期的な実施を義務付け ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護居宅介護支援：緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することを義務付け		

5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

介護サービス事業者の経営情報の公表制度概要

介護保険法改正により、令和6年度から原則すべての介護サービス事業者は経営情報等を都道府県知事へ報告することが義務付けられました。

<データベースの運用イメージ>



①介護サービス事業者は、毎会計年度終了後に
経営情報を都道府県知事に報告。

②都道府県知事は、介護サービス事業者の経営情報に関する調査及び分析を行い、厚生労働大臣にも報告。

③厚生労働大臣は、介護サービス事業者の経営情報に関するデータベースを整備し、経営情報の把握・分析、結果の公表。



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

報告の対象となる介護サービス事業者

【芦屋市指定サービス】

- ・ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- ・ 夜間訪問型訪問介護
- ・ 地域密着型通所介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型通所介護
- ・ (介護予防) 小規模多機能型居宅介護
- ・ (介護予防) 認知症対応型共同生活介護
- ・ 地域密着型特定施設入居者生活介護
(養護老人ホームに係るものを除く)
- ・ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- ・ 看護小規模多機能型居宅介護
- ・ 居宅介護支援

【県指定サービス】

- ・ 訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所介護、通所リハビリテーション、短期入所生活介護、短期入所療養介護（則第14条第4号に掲げる診療所に係るものを除く。）、特定施設入居者生活介護（養護老人ホームに係るものを除く。）、福祉用具貸与、特定福祉用具販売、介護福祉施設サービス、介護保健施設サービス、介護医療院サービス

※以下の場合の対象外です。

- ・ 当該会計年度に提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの
- ・ 災害その他都道府県知事に対し報告を行うことが出来ないことにつき正当な理由があるもの



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

《報告スケジュール》

(参考1) 令和6年度の報告(初年度報告)の流れ

		令和5年度				令和6年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							

(参考2) 令和7年度以降の報告の流れ(以下は令和7年度の例)

		令和6年度				令和7年度			
		4-6	7-9	10-12	1-3	4-6	7-9	10-12	1-3
事業所A 会計年度 4~3月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所B 会計年度 10~9月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							
事業所C 会計年度 1~12月	届出期間								→
	会計年度	← 届出対象年度 →							

介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査および分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について(通知)より抜粋



5-1 介護事業者の経営情報報告の義務化について

詳細については、厚生労働省や兵庫県のページ等をご覧ください。

厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>

兵庫県ホームページ

<https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf05/kaigokeieiyouhou.html>



介護サービス事業者経営情報の報告



5-2 重要事項等の情報のウェブサイトへの掲載・公表の義務化について

運営基準省令上、事業所の運営規程等の**重要事項等**について事業所内での書面掲示に加え、原則としてウェブサイトに掲載・公表しなければならない。

- ・ウェブサイトとは、具体的には**法人のホームページ等**又は**介護サービス情報公表システム**を指します。
- ・苦情を処理するために講ずる措置の概要についても、併せてウェブサイトに掲載してください。

※令和7年4月1日より義務化



6 注意事項

6 注意事項

研修枠に限りがあります！
引き続き管理者業務に従事いただく場合は
お早めの資格取得をお願いいたします。

居宅介護支援事業所の管理者要件

令和3年4月1日以降、**居宅介護支援事業所の
管理者**となる者は、いずれの事業所であって
も**主任介護支援専門員資格**が要件です！

令和3年3月31日時点で、管理者が主任介護支援専門員でない事業所について、その者が管理者である場合に限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を**令和9年3月31日まで猶予**することとします。



6 注意事項

業務継続計画未策定減算の概要

1 趣旨

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスを継続的に提供できる体制を構築するために、業務継続に向けた計画の策定の徹底を求める観点から、感染症もしくは災害のいずれか又は両方の**業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算**する。

2 対象サービス

全サービス（居宅療養管理指導、特定福祉用具販売を除く）

3 減算額

施設・居住系サービス：（入所者全員）所定単位の **3%** 減算
その他サービス：（利用者全員）所定単位の **1%** 減算



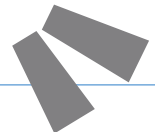
6 注意事項

業務継続計画未策定減算の経過措置

- ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の作成を行っている場合、**令和7年3月31日**まで減算を適用しない。
- ・訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、上記に関わらず**令和7年3月31日**まで減算を適用しない。



**令和7年4月1日からは経過措置がなくなり
一律に減算が適用される**



6 注意事項

業務継続計画未策定減算の期間

- ・基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌日から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算する。
- ・減算される起算日は、運営指導等により業務継続計画の未策定等を発見した時点ではなく、**「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算**される。（厚労省Q&A）



例えば、令和7年10月に運営指導で業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年10月からではなく、**令和6年4月から減算の対象**となる。
（経過措置の対象である場合は令和7年4月から）



その他

◎人員基準や運営基準に関するご相談

監査指導課（0797-38-2125）

◎介護報酬や加算、減算に関するご相談

高齢介護課介護保険事業係（0797-38-2024）

◎身体拘束や虐待に関するご相談

- ・（養介護施設従事者等による虐待の場合）
高齢介護課介護保険事業係（0797-38-2024）
- ・（養護者による虐待の場合）
高齢介護課高齢福祉係（0797-38-2044）



ご清聴ありがとうございました。

イラスト：<https://loosedrawing.com/>

